

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.10.18 No. 2 8 - 0 2

幹事会 〒144-0043

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

東京都大田区羽田5 - 11 - 4 フェニックスビル TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

「日本航空907便ニアミス事故、管制官裁判」に関して、

日乗連と全運輸労組で意見交換を実施

(907便事故での、機長、管制官に対する検察の対応)

《907 便機長不起訴決定、管制官 2 名は業務上過失傷害罪で在宅起訴》

2001年1月31日、焼津市上空で発生した日航機同士のニアミス事故で、機長および2名の管 制官を取り調べていた東京地検は、3月30日、機長については不起訴とし、2名の管制官を業務 上過失傷害の疑いで起訴しました。

(当該機長の乗務復帰)

両便の乗員は事故後、乗務から外されましたが、907便の機長以外の乗員は直後に乗務復帰 しています。そして907便機長については、2002年5月に「乗務復帰決定」との連絡があり、 乗務復帰の航空局による SIM C Kと路線審査が予定されました。 SIM C Kが7月に終了し、 路線審査が8月6日と決められましたが、7月31日、航空局乗員課による会社への行政指導(当 該機長には文書による「行政指導」が別途行われた)によりその路線審査日程は取り消され、そ の後、改めて日程設定となり、8月26日に路線審査が終了し、907便機長は1年7ヶ月ぶりによ うやく乗務復帰できました。

(管制官の裁判開始); NHKニュース速報[2004年9月9日]より抜粋

静岡県沖上空で発生した日本航空のジャンボ機とDC10型機ニアミス事故で、業務上過失傷 害で起訴された管制官二人の初公判が東京地方裁判所で開かれ、被告側は無罪を主張しました。 初公判で、弁護団は、「飛行機を取り違えてはいたが、事故はジャンボ機の機長が衝突防止装置 の警報を無視して降下を続けたことなどが原因だ」と述べて無罪を主張しました。飛行機のニア ミス事故で管制官が起訴されたのは初めてで、今後の裁判では航空機の事故について管制官の責 任がどこまで問われるかが争われることになります。

(今回の話し合いの経緯)

初公判に関わるマスコミ発表による弁護側主張では「機長側原因」とのニュアンスがあり、私 たちがこれまで取り組んできた、事故・インシデントでの「再発防止のための事故調査」の取り 組みと目的・手法とは異なる感があり、取り組みに対する確認が必要との意見から、今回、10 月4日実施の日乗連企画会議に、安全会議と全運輸から参加していただき話し合いを持つことが



(話し合いで確認した項目)

意見交換では、全運輸副委員長から「個人責任追及の裁判はなじまないと主張してきた。公判後の集会でも改めて確認した。弁護方針について、乗員の関与についてまったく論じないわけにはいかず、意見陳述の中で、かなり厳しい言い方をしたが、日乗連と同様の考え方、共闘という立場を貫けるという立場であり、日乗連と共闘して勝利に向けた活動をしたいので、ご理解・ご協力をお願いしたい」との発言がありました。

日乗連、安全会議からは「航空全体の協力なしでは勝てない」「乗員も協力して勝利したい、 産別対策会議も国土交通省全運輸内で開催することや、パンフレットの配布も検討していきた い」と発言し、マスコミ発表に伺える意見の差はなく、<u>事故・インシデントにおける航空関係者</u> の刑事訴追に関して、今後も共同して取り組んでいくことを確認しました。

(全運輸パンフ記事からも、取り組みの姿勢が確認できます)

今回の裁判に向けて作成された、全運輸労働組合パンフ**「日航907便事故、航空管制官起訴の問題点」**から、内容の一部を紹介させていただきます。尚、このパンフは今後配布の予定ですので、到着時にご一読ください。

「はじめに」の項で、「日航907便事故で負傷された皆様へ、心からお見舞い申し上げます。(略)事故調査報告書では、一つの原因でおこったのではなく、10項目にわたる、いわゆる「複合原因」によるとはっきり述べています。しかし、東京地方検察庁は二人の航空管制官の過失があったとして、業務上過失傷害で東京地方裁判所に起訴しました。(略)」と記載し、

「おわりに」の項では、「両航空管制官の個人責任だけが追及されることになれば、そこに 内在する多くの複合原因に目をつぶったまま事故に幕を引くことになり、事故の再発防止の大 きな障害となるばかりか、ひいては国民の生命と財産にも重大な影響を与えるものと考えます。 (略)私たち、二人の航空管制官の無罪実現・事故再発防止をめざす取り組みに対し、皆様のご 理解とご支援をお願い申し上げます」と明記されています。

このことからも、今回の全運輸の取り組みが、日乗連として取り組んでいる、**「航空事故と 刑事訴追、再発防止のための事故調査」**での私達の取り組みと一致していることが確認できます。

以上